

第2章 プラン策定の背景

第2章 プラン策定の背景

1. 国内外の動き

(1) 国際的な動き

女性の人権確立と男女平等の取組は、昭和50年(1975年)に国際連合が提唱した「国際婦人年」をきっかけに大きく前進しました。その年には、「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議 メキシコシティ)において、「平等・開発・平和」をスローガンとする「世界行動計画」が採択され、昭和51年(1976年)以後10年間を「国際婦人の十年」と定め、各国政府に対して女性問題への取組の推進を求めました。

昭和54年(1979年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択され、条約の批准に向けて各国の取組が進められました。この条約は、男女平等を実現するために、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、性別による固定的な役割分担意識や女性に対する偏見を解消する措置を国が講ずるよう規定しています。

「国際婦人の十年」の最終年に当たる昭和60年(1985年)には、「国際婦人の十年世界会議」(第3回世界女性会議 ナイロビ)において、10年間の成果を検討・評価し、成果をさらに継続させていくための「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、女性の地位向上を妨げている障害を指摘し、平成12年(2000年)までに各国が進めるべき具体的措置などを示しました。

平成7年(1995年)に開催された「第4回世界女性会議」(北京)では、女性に対するあらゆる暴力の撤廃、政策決定過程での男女の平等な参画など12の重要問題領域における戦略目標と各国がとるべき行動が盛り込まれた「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成12年(2000年)の「女性2000年会議」(国連特別総会 ニューヨーク)では、「北京行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「更なる行動とイニシアティブに関する文書」(成果文書)が採択されました。「成果文書」は、女性に対する暴力や教育への取組は重要な課題であるとし、行動綱領の実施状況及び新しい課題を踏まえ、「北京宣言」及び「行動綱領」の更なる実施に向けて、各国政府、国際機関、市民社会が行うべき行動指針を提言しています。

また、平成17年(2005年)に開催された第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)では、「北京宣言」、「行動綱領」及び「成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されています。

(2) 国の動き

我が国では、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれており、戦後の国際社会に対応した取組がなされてきました。

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年を契機とした国際的な動きの中、同年、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年（1977 年）には、「国内行動計画」が策定されました。

その後、「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、昭和 60 年（1985 年）には、「女子差別撤廃条約」が批准されました。さらに、昭和 62 年（1987 年）には、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、あらゆる分野での女性の地位向上を図るための長期的展望に立った施策の方向が示されました。

平成 6 年（1994 年）には、総理府に男女共同参画室、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会、さらに内閣に男女共同参画推進本部が設置されました。

その後、平成 8 年（1996 年）には、新国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、さらに平成 11 年（1999 年）6 月には、「男女共同参画ビジョン」及び 2000 年プランの中に、その検討がうたわれた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。基本法は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、基本理念、施策の基本事項、国・地方公共団体や国民の果たす役割、基本的な計画策定などを定めています。

また、平成 12 年（2000 年）12 月には、国連特別総会「女性 2000 年会議」における成果も踏まえながら、基本法第 13 条に基づく法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成 17 年（2005 年）12 月には、それまでの取組を評価・総括した上で「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

推進体制としては、平成 13 年（2001 年）に中央省庁改革により新たに内閣府が設置され、その中に、男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査・審議を行う男女共同参画会議が設置されるとともに、総合調整・推進のために男女共同参画局が設置されました。

法整備の面においては、平成 9 年（1997 年）に「男女雇用機会均等法」が改正され、募集・採用など雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止等が盛り込まれました。

平成 11 年（1999 年）には、「食料・農業・農村基本法」において農業分野の女性の参画が規定され、平成 13 年（2001 年）には、「水産基本法」においても水産業分野の女性の参画が規定されました。

平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成 16 年（2004 年）には、暴力の定義や被害者の保護等の内容が拡充され、改正されました。また、同年、「育児・介護休業法」が改正され、対象労働者の拡大や子供の看護休暇の創設等が盛り込まれています。

(3) 和歌山県の動き

和歌山県では、昭和 52 年（1977 年）に民生部青少年局育成課に婦人主幹を配置し、婦人行政の担当窓口を設置するとともに、同年、庁内関係課室で組織する婦人問題連絡会議、昭和 53 年（1978 年）には、有識者などによる婦人問題企画推進会議を設置し、男女共同参画の取組が始められました。

昭和 57 年（1982 年）には、「和歌山県婦人施策の指標」を策定し、県民の実状に即して効果的に事業を推進するための方向付けがされました。

さらに、昭和 63 年（1988 年）には、引き続き取り組むべき課題と 21 世紀を展望した新しい諸課題を検討して「21 世紀をめざすわかやま女性プラン」が策定され、平成 7 年（1995 年）には、社会情勢の変化を受けて同プランを改定し、男女共同参画社会の実現に向けて一層の取組が進められました。

また、平成 8 年（1996 年）には、女性行政をさらに強力に、かつ総合的に推進していくため、生活文化部の中に女性政策課を設置し、平成 10 年（1998 年）には、女性問題の解消と男女共同参画社会づくりを目指す県民の活動と交流の拠点として、和歌山県女性センター「りいぶる」が開設されました。

平成 12 年（2000 年）には、「和歌山県男女共生社会づくりプラン」を策定し、平成 13 年（2001 年）には、機構改革により、女性政策課は男女共生社会推進課に、女性センターは男女共生社会推進センターに名称変更されました。さらに、同年、庁内の推進本部機構として男女共生社会推進本部が設置されました。

平成 14 年（2002 年）には、和歌山県における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくため、「和歌山県男女共同参画推進条例」が施行されました。これに伴い、県では男女共同参画審議会を設置し、平成 15 年（2003 年）には、「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開が図られています。

(4) 田辺市の取組

田辺市は、平成 17 年（2005 年）5 月に田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の 5 市町村の合併により誕生しました。合併前の 5 市町村においては、それぞれに男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

特に、旧田辺市においては、平成 4 年（1992 年）に女性施策担当を総務部総務課に設置し、女性問題解決のための取組を始めました。平成 5 年（1993 年）には、田辺市女性問題連絡会を結成し、平成 7 年（1995 年）には、「女と男のみらい大学」講座を開催しました。

平成 8 年（1996 年）には、教育委員会生涯学習課に女性教育担当を設置し、女性問題に関する学習機会の提供を図り、平成 9 年（1997 年）には、学習と交流の拠点として田辺女性センターを開設しました。また、同年、「田辺市男女共同参画プラン」策定の基礎資料とするために「女と男のくらしに関する市民意識調査」を実施しました。

平成 10 年（1998 年）には、女性施策担当を企画部人権推進課に移管し、男女共同参画に

関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に男女平等施策推進本部を設置しました。

平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の実現に向けて市が行う施策を体系的にまとめた「田辺市男女共同参画プラン サイド・バイ・サイド」を策定し、総合的かつ効果的に取組を進めてきました。

平成 12 年（2000 年）には、男女共同参画社会形成の促進に関する施策及び重要事項を審議する男女共同参画懇話会を設置し、推進体制の充実を図りました。

平成 14 年（2002 年）には、人権推進課で担当してきた男女共同参画社会づくりに関する施策の推進に係る総括業務と、生涯学習課で担当してきた女性センターを中心とする教育啓発業務を一本化し、男女共同参画推進室を設置しました。また、同年、田辺市制施行 60 周年記念・田辺女性センター 5 周年記念講演会「女と男のもっといい関係～男女共同参画社会に向けて～」を開催しました。

平成 15 年（2003 年）には、田辺女性センターを田辺市男女共同参画センターに名称変更し、同年、田辺市女性問題連絡会 10 周年記念講演会「女性史の窓から～男女共同参画社会をめざして～」を開催しました。

新市が誕生した平成 17 年（2005 年）には、田辺市女性問題連絡会を田辺市男女共同参画連絡会に名称変更しました。同年 12 月には、市町村合併を機に、広く市民の意見を聞き、新市における「田辺市男女共同参画プラン」策定に向けた取組を進めていく上で、その基礎資料とするために「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、田辺市男女共同参画センターにおいては、本市における男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、啓発や学習支援、相談事業などの取組を進めています。

2. 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

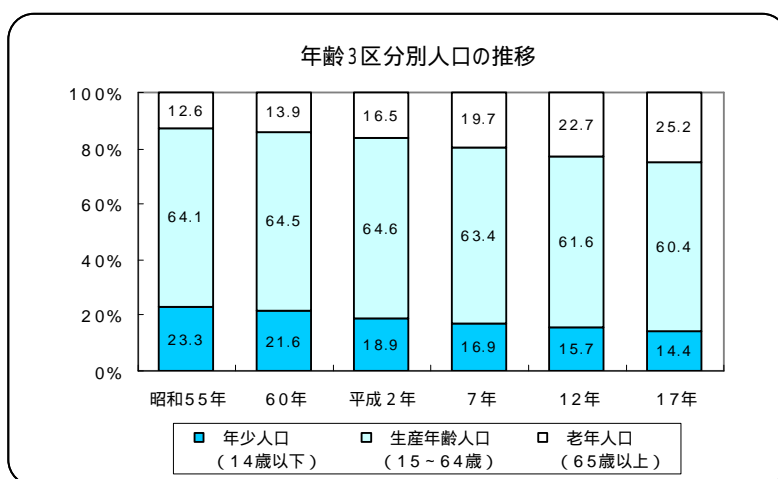
我が国では、少子高齢化が急速に進行しています。平成 17 年（2005 年）の合計特殊出生率₂は過去最低の 1.26 であり、人口を維持するために必要とされる 2.08 を大きく下回っています。また、平均寿命の伸長や少子化の進行により人口構造の高齢化が進んでいることから、2050 年には国民のおよそ 2.8 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会が到来することが予測されています。

平成 17 年（2005 年）の国勢調査によると、田辺市の総人口に占める 14 歳以下の年少人口の割合は 14.4% で、全国平均 13.7% を上回っていますが、生産年齢人口は 60.4% で全国平均 65.8% より低く、また老年人口が 25.2% で全国平均 20.1% より高くなっており、高齢化の進行が顕著となっています。

少子化は、未婚化・晩婚化の進行や夫婦の出生力の低下など様々な要因があるとされていますが、その背景には個人の価値観の多様化、子育てへの経済的な負担感や仕事と子育ての両立に対する負担感が増していることなどが考えられています。また、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化も要因として考えられています。

少子高齢化の進行による社会経済への影響として、労働力人口が減少し経済成長率が低下するおそれがあり、また年金・医療・福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担が増大することなどが懸念されます。

こうした中、豊かで安定した社会を実現するためには、性別や年齢などにとらわれない社会参画が不可欠であり、家庭を基本としつつも、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。



注：平成 12 年までの数値は旧 5 市町村の合算によるもの。

グラフ中の％は、小数第 2 位を四捨五入している関係上、合計が 100% にならない。

資料：国勢調査

(2) 雇用環境の変化

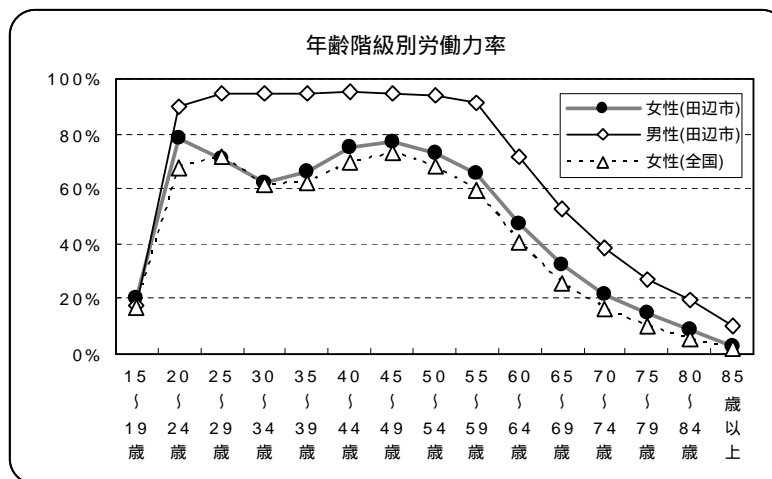
これまで、我が国の経済は戦後の復興期から高度成長期にかけて大きく発展してきました。その間、農業中心の産業から工業中心へと移行し、経済が発展し社会が豊かになる中で、所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などが進みました。

こうした中、近年では働く女性が増えており、平成 17 年（2005 年）の女性の就業者数は 2,633 万人となり、就業者全体に占める女性の割合は 41.4%となっています。

女性の労働力率をみると、20 歳代後半に一度ピークを迎え、その後低下した後で反転し、40 歳代後半に二度目のピークを迎えるという“M字カーブ”を描いています。これは、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育て等が落ち着いた頃に再び就労するためと考えられますが、田辺市も全国と同様にM字型の傾向がみられます。また、再び就労する際の働き方としては、パート・アルバイトといった非正規雇用の形態が多くなっています。

長引く景気低迷により雇用環境は非常に厳しい状況にあり、終身雇用や年功序列賃金などの日本型雇用慣行が揺らぎつつあります。また、情報通信技術（IT）の飛躍的な発達により、就業形態の多様化が進んでいます。

今後は、少子高齢化に伴う若年労働力の不足により、これまで以上に女性の労働力に期待が寄せられるところであり、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と家庭の両立支援など、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりが求められています。



資料：国勢調査（平成 17 年）

